附則別表第5(附則第3条関係)

第1　設備区分別費用明細表

	音声収容ルータ	共用収容ルータ	音声収容装置	音声収容装置用L2SW	CS	総合デジタル通信回線収容交換機	総合デジタル通信回線収容交換機用DB	消防警察トランク	警察消防用回線集約装置	緊急通報用専用線	緊急通報用総合デジタル通信サービス	き線点遠隔収容装置	主配線盤	光ケーブル成端架	共用コアルータ	コア局用L2SW	MGW	MGC	伝送装置	中間中継伝送装置	メタルケーブル
設備区分直接の減価償却費																					
設備区分直接の通信設備使用料																					
設備区分直接の固定資産税																					

設備区分直接の施設保全費																				
設備区分直接の道路占用料																				
設備区分直接の撤去費用																				
附属設備の減価償却費																				
附属設備の固定資産税																				
附属設備の施設保全費																				
附属設備の撤去費用																				
試験研究費																				
接続関連事務費																				

管理共通費																							
設備区分ごとの費用合計																							

公衆電話機端末	信号用中継交換機	SGW	アナログ・デジタル回線共通部	アナログ局内回線収容部	総合デジタル通信局内回線終端装置	情報ボックス	自治体管路	電線共同溝	中継系とう道	加入系とう道	中継系共同溝	加入系共同溝	中継系中口径管路	加入系中口径管路	中継系管路	加入系管路	中継系電柱	加入系電柱	衛星通信設備	無線鉄塔	無線アンテナ	インタフェース変換装置	無線伝送装置	海底中間中継伝送装置	海底光ケーブル	中継系光ケーブル	加入系光ケーブル

第2　設備区分別費用明細表(アナログ電話用設備)

	き線点遠隔収容装置	主配線盤	光ケーブル成端架	中間中継伝送装置	メタルケーブル	加入系光ケーブル	中継系光ケーブル	海底光ケーブル	海底中間中継伝送装置	無線伝送装置	インタフェース変換装置
設備区分直接の減価償却費											
設備区分直接の通信設備使用料											
設備区分直接の固定資産税											
設備区分直接の施設保全費											
設備区分直接の道路占用料											
設備区分直接の撤去費用											
附属設備の減価償却費											
附属設備の固定資産税											
附属設備の施設保全費											
附属設備の撤去費用											
試験研究費											
接続関連事務費											
管理共通費											
設備区分ごとの費用合計											

無線アン	無線鉄塔	衛星通信	加入系電	中継系電	加入系管	中継系管	加入系中	中継系中口径管路	加入系共同溝	中継系共同溝	加入系とう道	中継系とう道	電線共同溝	自治体管路	情報ボックス	アナログ局内回線	アナログ・デジ

テナ		設備	柱	柱	路	路	口径管路									収容部	タル回線共通部

注　アナログ電話用設備に係るものについて記載すること。

第3　設備区分別費用明細表(第一種公衆電話機)

	き線点遠隔収容装置	主配線盤	光ケーブル成端架	中間中継伝送装置	メタルケーブル	加入系光ケーブル	中継系光ケーブル	海底光ケーブル	海底中間中継伝送装置	無線伝送装置	インタフェース変換装置	無線アンテナ	無線鉄塔
設備区分直接の減価償却費													
設備区分直接の通信設備使用料													
設備区分直接の固定資産税													

設備区分直接の施設保全費													
設備区分直接の道路占用料													
設備区分直接の撤去費用													
附属設備の減価償却費													
附属設備の固定資産税													
附属設備の施設保全費													
附属設備の撤去費用													
試験研究費													
接続関連事務費													
管理共通費													
設備区分ごとの費用合計													

衛星通信設備	加入系電柱	中継系電柱	加入系管路	中継系管路	加入系中口径管路	中継系中口径管路	加入系共同溝	中継系共同溝	加入系とう道	中継系とう道	電線共同溝	自治体管路	情報ボックス	総合デジタル通信局内回線終端装置	アナログ局内回線収容部	アナログ・デジタル回線共通部	公衆電話機端末

注　第一種公衆電話機に係るものについて記載すること。